

麻しん対策について

北海道感染症危機管理対策協議会
麻しん対策専門委員会 資料

〔 とき：平成27年2月12日（木）18:00～19:30
ところ：かでる2.7 10階 1010会議室 〕

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

北海道における麻しん対策について

(平成26年2月以降の取り組み)

1 これまでの取り組み

麻しん排除に向けた活動の3つの柱《予防接種の充実、発生動向調査の実施、発生時の迅速な対応》を推進するため、麻しん対策専門委員会において、平成21年1月に提案し承認され、平成25年2月に一部改正し承認された「麻しん対策推進項目」に基づき、次のとおり対策を実施。

項目1 市町村等との連携

- ① 平成26年2月、「麻しん風しんの第2期の予防接種における未接種者に対する積極的な勧奨等について」にて、各保健所を通じて市町村へ積極的な接種勧奨を依頼。
- ② 平成26年5月、麻しん風しんの定期予防接種（第1期・第2期）の接種状況調査を依頼。（平成25年4月～平成26年3月の接種状況の把握）
- ③ 平成26年6月、平成25年度麻しんの予防接種に係る市町村実態調査の集計結果を還元するとともに、各保健所を通じて市町村へ未接種者への接種勧奨や任意接種の推奨について依頼。
- ④ 平成26年8月、平成25年度麻しん風しんの定期予防接種（第1期・第2期）の接種状況調査の結果を還元するとともに、保健所を通じて市町村へ引き続き積極的な勧奨の実施を依頼。
- ⑤ 平成27年1月、平成26年度麻しん風しん定期予防接種（第2期）実施状況調査（4月～12月実施分）を依頼するとともに、4月～9月分の調査結果を還元し、各保健所を通じて市町村へより一層の積極的な勧奨を依頼。

項目2 教育関係機関等との連携

- ① 平成26年2月、子ども未来推進局及び北海道教育局学校教育局等あて「麻しん風しんの第2期の予防接種における未接種者に対する積極的な勧奨等について」にて、積極的な接種勧奨の取り組みについて協力を依頼。
- ② 平成26年6月、平成25年度麻しんの予防接種に係る市町村実態調査の集計結果を情報提供するとともに、未接種者に対する接種勧奨や任意接種の推奨について、協力を依頼。

項目3 予防接種法に基づかない予防接種の推奨

- ① 北海道庁ホームページに「麻しん（はしか）にご注意を！」を掲載。
- ② 平成26年4月、道内での麻しん発生を受け、ホームページにおける注意喚起及び予防接種の推奨を実施。

項目4 医療機関との連携

- ① 平成26年4月、「麻しん患者の増加について」にて、情報提供及び協力依頼。
- ② 平成26年6月、平成25年度麻しんの予防接種に係る市町村実態調査の集計結果を情報提供するとともに、接種率向上に向けた取り組みの促進について、協力を依頼。

項目5 保健所における疫学調査及び啓発活動

- ① 麻しん（疑い）発生時に、保健所において患者の疫学調査を実施。
- ② 医療機関から麻しん（疑い）発生の連絡を受けた際に、患者の検体を確保し、遺伝子検査を実施。
- ③ 各保健所ホームページでの普及啓発。

項目6 北海道感染症危機管理対策協議会麻しん対策専門委員会への報告

① 平成27年2月12日、麻しん対策専門委員会に報告。

2 今後の取り組み

○ 「麻しん対策推進項目」に基づき、着実に対策を推進する。

麻しん対策推進項目

平成25年3月
北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成24年12月14日一部改正、平成25年4月1日適用）及び「都道府県における麻しん対策会議のガイドライン」に基づき、麻しん排除に向けた活動の3つの柱《予防接種の充実、発生动向調査の実施、発生時の迅速な対応》を推進するため、次により実施する。

1 市町村等との連携

- 市町村に対して、対象者が効果的、効率的に予防接種が受けられるよう、年度開始早期、特に4月の春季休暇中からの接種体制を確保するとともに、夏季及び冬季の長期休暇や夜間休日における予防接種の実施など、多様な接種機会の確保を依頼する。また、対象者への個別通知の実施や未接種者への電話等による接種勧奨についても依頼する。
- 市町村に対して、麻しんの定期予防接種（第2期）の接種状況調査を4半期ごとに依頼するとともに、効果を上げている市町村の取組について情報収集を行い、広く関係機関に還元するなど、接種率向上に資する。
- 市町村等の協力を得て実施している1歳6ヶ月児健診及び3歳児健診時における麻しんの定期予防接種（第1期）実態調査については、その実施期間を平成24年度までとしているが、1歳6ヶ月児健診時において未接種児の保護者に対する接種勧奨という重要な役割も担っていることから、当面、麻しん排除の対策期間である平成27年度まで実施期間を延長する。

2 教育関係機関等との連携

- 幼稚園、保育所を所管する関係機関と連携を図り、入園時における保護者に対する啓発について依頼する。
- 北海道教育委員会と連携を図り、市町村教育委員会に対し、就学時健診における定期予防接種の接種状況の把握と、未接種児の保護者に対する接種勧奨の実施について依頼する。
- 効果を上げている学校の取組について情報収集を行い、広く関係機関に還元するなど接種率向上に資する。

3 予防接種法に基づかない予防接種の推奨

- 医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員に対する予防接種の推奨を行う。
- 学校の児童生徒等や職員の罹患歴及び予防接種歴の確認並びに未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である2回接種していない者に対する予防接種の推奨を学校の管理者に依頼する。
- 未罹患者・未接種者への任意接種の推奨について、ホームページなどの広報媒体を活用して、周知を図る。

4 医療機関との連携

- 保健所において迅速な対応を図るため、より速やかな届出及び詳細な情報提供が行われるよう医療機関との連携を進める。

5 保健所における疫学調査及び啓発活動

- 麻しん発生時に医療機関や発生施設等の協力を得ながら積極的疫学調査を実施し、感染の拡大防止に努める。
- 必要に応じて研修会を開催するなど、麻しんの発生予防について啓発を図る。

6 北海道感染症危機管理対策協議会麻しん対策専門委員会への報告

上記対策の取組状況について、麻しん対策専門委員会に報告して評価・検討を行い、麻しん排除に向けての取り組み（接種率95%以上）に資する。